

第 3 編 生活排水処理計画

第 1 章 生活排水処理

第 1 節 生活排水に係る理念・目標

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活排水の増加による河川の水質汚濁は、下水道整備の普及により水質改善が進んでいますが、快適な水環境を求めていくためには、今後もより一層の水質改善に努めなければなりません。

また、河川の汚濁防止、公共用水質の保全及び生活環境の改善を図るため、公共下水道整備事業と並行し、公共下水道認可区域（※）外の合併処理浄化槽の設置を推進し、市民の生活環境をより良好なものにしていきます。

なお、生活排水処理率は、平成 22 年度末現在で 93.9% となり、市街化区域の区画整理の一部を残しほぼ完了していますが、市街化調整区域については、現在、新座市公共下水道汚水整備 10 か年計画に基づき整備を進めています。

※ 平成 24 年 4 月 1 日、下水道法の改正により「公共下水道認可区域」は「公共下水道事業計画区域」となります。

第 2 節 生活排水処理施設整備の基本方針

公共下水道認可区域外においては、朝霞地区一部事務組合（し尿処理事務等を共同処理する、朝霞市・志木市・和光市及び新座市の 4 市で構成する一部事務組合）との連携の下、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

また、公共下水道事業については、昭和 49 年度に事業を着手し、事業許可範囲区域については整備を進めてきた結果、市街化区域内の整備はおおむね完了しています。今後、市街化調整区域を含めた事業区域内の計画的な整備を進めていく必要があります。

第2章 生活排水の処理状況

第1節 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、次の表のとおりです。

生活排水処理の主体

処 理 主 体	対象となる生活排水の種類
新座市公共下水道	し尿及び生活排水
朝霞地区一部事務組合 (朝霞市・志木市・和光市・新座市の4市で設立)	し尿及び浄化槽汚泥

第2節 全般的な状況

し尿や家庭から排出される生活雑排水の処理形態は、次のとおりです。

1 し尿くみ取槽又は単独処理浄化槽による処理

し尿又は単独処理浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業許可業者による収集・運搬後、朝霞地区一部事務組合において処理されています。

また、生活雑排水は、し尿くみ取槽又は単独処理浄化槽では処理できないため、河川等公共用水域へ放流されています。

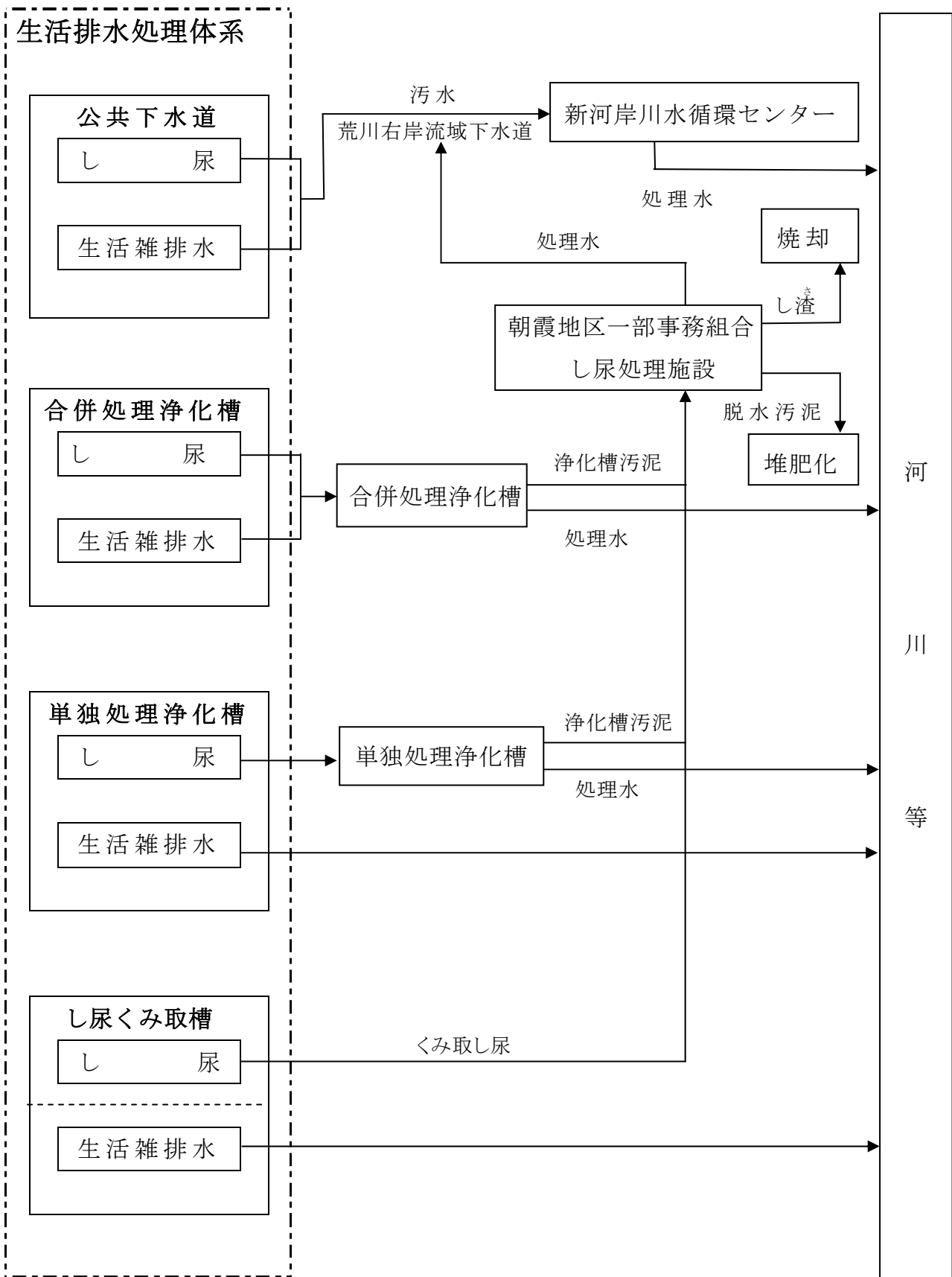
2 合併処理浄化槽による処理

し尿及び生活雑排水ともに、合併処理浄化槽での処理後、処理水については、雑排水管等の施設を通じて河川等へ放流され、汚泥については、一般廃棄物処理業許可業者により収集・運搬された後、朝霞地区一部事務組合のし尿処理施設で処理されています。

3 公共下水道による処理

し尿及び生活雑排水ともに、公共下水道へ排水された後、埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターにおいて処理され、その後新河岸川に放流されています。

4 生活排水処理体系



第3節 処理形態別人口

非水洗化人口であるし尿くみ取処理人口については、一般廃棄物収集・運搬許可業者の報告書に基づき算出しています。

また、単独処理浄化槽処理人口については、行政人口を基にして、非水洗化人口、合併処理浄化槽処理人口及び公共下水道水洗化人口のそれぞれの数値を使用して算出しています。この結果、本市の生活排水処理形態別人口の推移は、次の表のとおりであり、平成22年度における生活排水処理率は93.9%となっています。

生活排水処理形態別人口の推移

(単位:人)

年 度 (平 成)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
行政人口 (A)	154,606	156,118	157,679	159,131	160,623
水洗化・生活排水処理人口(B)	144,208	146,197	148,002	149,514	150,877
合併処理浄化槽	2,159	2,159	2,311	2,376	2,649
公共下水道(水洗化) (C)	142,049	144,038	145,691	147,138	148,228
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	9,895	9,493	9,293	9,266	9,432
非水洗化人口(し尿くみ取処理人口)	503	428	384	351	314
処理区域内人口 (D)	144,021	146,046	147,743	149,213	150,331
公共下水道水洗化率 C/D×100(%)	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6
生活排水処理率 B/A×100(%)	93.3	93.6	93.9	94	93.9

※ 人口は各年度3月末現在

- ※1 行政人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値
- ※2 処理区域内人口は、公共下水道普及状況の実績値
- ※3 水洗化・生活排水処理人口と公共下水道水洗化率は、水洗化状況の実績値
- ※4 合併処理浄化槽は、生活排水に係る調査の実績値

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水を処理する区域及び人口

1 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、公共下水道の整備事業と並行して合併処理浄化槽の整備を推進していくため、行政区域全体とします。

2 生活排水を処理する人口

行政区域全域が処理区域であるため、行政人口が生活排水処理する人口となり、「第2編 ごみ処理基本計画」の「第2章 ごみ排出量の将来予測」で推計したごみ処理人口を使用します。

3 将来人口推計の推移

(単位：人)

年 度	平成24年	平成27年	平成32年	平成33年
人 口	161,474	164,000	165,000	165,200

※ 各年10月1日現在

資料：第4次新座市基本構想総合振興計画

第2節 施設整備計画

埼玉県では、埼玉県生活排水処理施設整備構想により、平成37年度（目標年度）に生活排水処理人口普及率100%とすることを目指し、生活排水処理施設の計画的な整備を進めていく計画があります。

本市においては、この構想に基づき、公共下水道の事業計画について、埼玉県荒川右岸流域関連公共下水道の認可区域1,490haの整備を進め、市街化区域内の污水管整備はほぼ完了しました。

また、市街化調整区域においても生活環境等の改善から早急な整備要望が強いため、平成21年度に40.5haの認可区域の拡大を図り、合わせて1,530haの整備を進めているところです。

第3節 処理の目標

行政区域内で発生する生活排水については、公共下水道（水洗化）及び合併処理浄化槽により全て処理することを最終的な目的としています。

本計画においては、埼玉県生活排水処理施設整備構想を基本とし、平成37年度に生活排水処理人口普及率が100%を達成することを目指すことから、平成32年度の生活排水処理率については、99.3%の達成を目標とします。

生活排水処理率の目標

年 度	現 行 (平成22年度)	中間目標 (平成32年度)	目 標 (平成37年度)
生活排水処理率 (%)	93.9	99.3	100

※ 目標値は、埼玉県生活排水処理施設整備構想（計画処理人口普及率の推移）によります。

第4章 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の現状

第1節 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理人口・処理量

朝霞地区一部事務組合の構成4市（朝霞市・志木市・和光市・新座市）全体における平成18年度から平成22年度までの5年間のくみ取り尿及び浄化槽の処理人口、くみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理量は、それぞれ次の表のとおりです。

1 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理人口

（単位：人）

年度（平成）	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
くみ取り尿 処理人口	36,318	36,966	35,203	34,885	32,758
浄化槽汚泥 処理人口	33,920	34,772	33,290	33,131	31,186

資料：朝霞地区一部事務組合

2 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理量

（単位：kℓ）

年度（平成）	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
くみ取り尿 処理量	3,016	2,601	2,630	2,202	2,151
浄化槽汚泥 処理量	13,817	13,254	12,390	12,381	11,530

資料：朝霞地区一部事務組合

第2節 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

くみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量の算出に当たっては、平成18年度から平成22年度までの構成4市全体の処理量の合計及び処理人口の合計を使用し、算出したものです。

朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

(単位：ℓ/人・日)

年度(平成)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
くみ取り尿	0.22	0.19	0.20	0.17	0.17
浄化槽汚泥	1.11	1.04	1.01	1.02	1.01

※小数点以下2位未満の端数切捨て

第3節 収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画

くみ取り尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬、中間処理、最終処分については、現行どおり朝霞地区一部事務組合において適正に処理してまいります。

なお、し尿処理において発生する残渣処理についても、資源として積極的に堆肥化・再生処理をし、有効に活用してまいります。

第5章 住民に対する広報・啓発活動

生活排水処理は、将来的には公共下水道及び合併処理浄化槽により全てを処理することが目標であることから、市民に対して生活排水対策の必要性や重要性を更に周知するため、広報・啓発活動を実施していきます。

なお、生活排水対策の広報・啓発に関する基本的考え方は、次のとおりです。

- 1 生活雑排水の排出抑制対策及び適正処理の必要性の啓発
- 2 し尿、生活雑排水への異物混入防止の呼び掛け
- 3 公共下水道供用開始地区における未接続世帯に対する接続指導の実施
- 4 浄化槽の清掃及び定期的な保守点検・定期検査の実施
- 5 水質汚濁の防止及び節水の推進の呼び掛け